

## 前納による納付に関する Q&A

### Q1. 保険料を事前に一括して納付することはできますか？

はい。前納保険料の申込みをいただきますと、一定期間分の保険料を事前に納付することができます。毎月納付のための手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

### Q2. どれくらいの期間を前納することができますか？

次の期間について、保険料を前納することができます。

1. 4月分から9月分、10月分から翌年3月分までの6ヵ月分
2. 4月分から翌年3月分までの12ヵ月分
3. 年度途中で任継の被保険者となった場合は、資格取得した月の翌月分から9月分または次の3月分(当該年度の3月分)までの期間

※任意継続期間(2年)の満了や後期高齢者医療制度加入(75歳到達による)の場合等は、資格喪失する月の前月までの期間となります。

### Q3. 前納保険料の納付期限はいつになりますか？

前納保険料は、前納開始月の前月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)までに納付してください。

#### 【最初の前納】

取得手続きをした月の翌月分から9月分又は翌年3月分までとなり、納付期限は取得手続きをした月の末日となります。

例) 資格取得日: 4月1日(4月分は前納とはなりません。)

前納期間 : 5月分~9月分又は5月分~翌年3月分

納付期限 : 4月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

※前納の納付期限までに納付がなかった場合は、月末に各月の納付書を送付します。

※取得手続きの時期によっては前納の申出に添えないことがありますのでご了承ください。

例えば、3月20日に退職し、退職の届出および任意継続被保険者資格取得申請書が3月25日に提出された場合、3月末納付期限の納付書をお送りすることがむずかしいため、取得月3月と翌月4月分までが単月納付、5月分から前納期間となり前納期間の納付期限は4月末日となります。

#### 【2回目以降の前納】

申込み開始日	前納期間	納付期限
3月1日	4月分~9月分又は4月分~翌年3月分	3月末日
9月1日	10月分~翌年3月分	9月末日

※途中で期間満了、75歳到達により資格喪失日が到来する場合は前納期間は資格喪失予定日の前月分までとなります。

**Q4. 6カ月分ごと、1年分ごとの前納制度の期間は、取得月から数えますか？**

6カ月分ごとの前納の場合、基本サイクルは「4月～9月・10月～翌年3月」、1年分ごとの前納の場合、「4月～翌年3月」です。初回は、取得月によって期間が異なります。また、取得月の割引はありません。取得月の翌月以降に前納保険料の申し込みをいただいた場合、前納期間の途中からの前納は出来ません。次回の前納期間から前納することができます。

例) 資格取得日 : 4月1日(4月分は前納とはなりません。)

前納の申込日 : 5月1日

5月に前納の申し出をされた場合、5月～9月分は毎月納付となります。

1回目の前納は、10月～翌年3月分を9月末までにお振込みいただきます。

**Q5. 前納保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？**

前納保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、前納の申込みをされなかったものとして、毎月納付扱いに変更となります。

**Q6. 保険料を前納納付すると、保険料は安くなりますか？**

はい、保険料を前納納付されますと、毎月納付した場合と比べて、保険料が引き下げられます。(複利現価法による年4%)

毎月納付、半期前納、年間一括それぞれの保険料を確認できます。当健保までお問い合わせください。

**Q7. 保険料を口座振替により前納納付することはできますか？**

申し訳ございませんが口座振替に対応しておりませんので、お振込みでのみ対応させていただきます。

**Q8. 納付方法の変更はできますか？(前納⇔毎月)**

月払いから前納、前納から月払い、どちらの変更も可能です。直接、健康保険組合までご連絡ください。ただし、前納期間から月払いの変更は、前納期間が終了してからの変更になります。期間の途中からの変更はできません。

**Q9. 保険料を前納した期間の途中で、就職して健康保険の資格を取得した場合は、保険料は返還されますか？**

保険料を前納した期間の途中で次の理由により任継被保険者の資格を喪失した場合は、その月以降の保険料はお返しします。

1. 加入者(ご本人)が就職して健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
2. 加入者(ご本人)が亡くなったとき

上記以外の理由による前納保険料の返還はできませんのでご注意ください。

**<ご注意>**

**保険料返還には2年の時効があります。資格喪失要件に該当した場合は速やかに申出願います。**

**【保険料の還付】**

保険料誤納付等した場合の還付請求する権利は、健康保険法第193条により、2年を経過したときは、時効によって消滅する。